

午後3時01分 休憩

午後3時20分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

大道寺 信議員の質問

○大沼 久議長 市政一般に関する質問を続行いたします。

次に、順位5番、議席番号3番、大道寺信議員。

(3番大道寺信議員登壇)

○3番 大道寺 信議員 本定例会に当たり通告してあります2点について質問をいたします。

まず第1点目は、事務管理公社と公民館のあり方についてであります。この質問につきましては先ほどの高橋孝夫議員の質問と重複しますが、ご理解をいただきまして答弁をいただきたいと思っております。

私は、昨年6月の定例会一般質問において事務管理公社の位置づけについて質問をいたしました。その内容は、「事務管理公社は任意団体といっていますが、理事長が市の総務課長であり、理事もいわば市の関係する課長等の充て職となっており、民間ともいえない。あえていうならば公共的団体というのかもしれませんが。これからの民間委託を進める上で委託先として考えられる団体であるのか等含め、その位置づけについてどう考えるのか。また、行財政改革の実施計画では事務管理公社の今後のあり方を検討するとなっておりますが、どのような検討状況なのか」というものでした。これに対する答弁では、当時の総務課長から、行革の関連では「斎場は民間委託が実施済みであり、庁舎の清

掃は3名から1名に減らし進んでいる。公民館は、職員の処遇問題があり難しいところがあることから、教育委員会でさらに検討してもらうことにお願いしている。公社存廃については、公民館の関係がはっきりするまでは言えないので、それらを見た上での対応となると思う」との内容でした。

一方、本年6月定例会では、長井税務署の調査により事務管理公社が消費税法等においては課税事業者であることが判明し、これに伴い消費税納付額の補正予算が提案されました。これに関する質疑が交わされたことはご承知のとおりであります。そして、今後の事務管理公社のあり方については、この機会に従来から指摘されてきた公社組織の運営上の課題等を解消するとともに、資金の有効活用を図るために公社への業務委託の妥当性・必要性について見直しを行う。この結果により、今年度の存廃も視野に入れ公社形態の見直しを行い、来年度から新たな枠組みで対応していきたいとしています。

これらの経過を踏まえ、以下質問をいたします。

1点目は、事務管理公社に対する基本的考えについてであります。

市長は、行財政改革の基本は「民間でできることは民間で」という方針で進めると言われています。6月定例会においても、蒲生吉夫議員の予算総括質疑でも、その基本的な考えで事務管理公社も検討したい旨の答弁をされたと思っております。再度確認の意味でお聞きをしますが、基本的には事務管理公社を廃止し、業務を民間委託していくことが基本であるとお考えか、また、その場合、委託している業務別に委託先を考えていくのかについて市長のお考えをお聞きをいたします。

2点目は、公社職員の処遇についてであります。

昨年6月の答弁では、特に公民館は職員の処

遇問題の点で難しいことから進んでいないとの答弁があり、本年6月の予算総括質疑でも、市長からは処遇面がネックになり進まなかったとの発言がありました。しかし、消費税問題を機にこれを進めるとなると、当然処遇問題をどのようにするかが問題となります。さらに、公社職員には処遇面での考え方が説明がなされたと聞いていますが、その内容について事務管理公社の理事長でもある総務課長にお聞きをいたします。

同時に、これからの処遇のあり方は、自立計画で行政業務を民間委託する場合の委託料の積算にも大きく影響すると思います。本年3月の定例会一般質問で蒲生光男議員から、図書館の職員体制の変更に伴い、定時補助職員の賃金制度を正職員と同様の仕事をする場合にはそれ相当の賃金表に改めるべきではないかとの質問がなされていますが、そういった考えに基づいた処遇のあり方を検討すべきであると考えます。先ほども申し上げましたが、今後進むであろう民間委託にも大きくかかわるものであり、現行の公社職員の処遇のあり方がよいのかどうかも含め検討すべきと考えます。市長の見解をお伺いをいたします。

3点目は、単に消費税回避の考えでは問題があるのではないかについてであります。

今回の事務管理公社の見直しについては、行財政改革の実施計画にも取り上げ検討されてきたものでありますが、特に公民館職員の処遇問題等から実施がおくれてきたことは説明があったとおりであります。しかし、消費税問題が出たことにより、来年度から実施するように検討を進めることにしたと理解するわけですが、そうすると、一面では処遇問題が解決すれば実施できると言えるかもしれません。

私はそうではなくて、先ほど申し上げたとおり、また、これまでも協働のルールづくりということで質問してきたとおり、これからの長井

市の自立計画を進める上でも、現在公社に委託している業務ごとにどのような委託方式がよいのかも十分検討し進めるべきであると思います。公民館はもちろんですが、生涯学習プラザ、市民文化会館の施設管理はどうあるべきか、コンポストセンターはどうあるべきか、また、今後の民間委託業務との関連はどのようなかなども含め、単に消費税がかからないように区分していくという考えではなく検討していくべきではないかと考えます。市長のお考えをお聞きをいたします。

4点目は、公民館運営の今後のあり方について教育長にお聞きをいたします。

先ほど申し上げたとおり、事務管理公社のあり方では公民館主事の処遇問題がネックとされていますが、私は、これからの公民館運営のあり方をどうするかがまず検討されなければならないと思います。その上に立って主事の処遇のあり方も十分検討されるべきと考えます。そういう視点で何点かお聞きをいたします。

長井市の公民館運営は、昭和58年度から地区公民館の事業運営を地区住民で組織する地区公民館運営協議会に委託をしています。この背景には、社会教育の重点施策として職員の常駐による公民館事業の活性化が求められていたこと、当時の中曽根内閣の推進した民間活力の導入に当時の齋藤市長が積極的だったこと等が挙げられるようです。この方式は「長井方式」と呼ばれています。今日、「民間でできることは民間で」と盛んに言われ、もちろん目黒市政の基本方針でもありますが、16年前から実施してきたことはまさに先見の明があったと思います。佐賀県佐賀市では、公立公民館のあり方を見直し、いわゆる長井方式に変更していく方針を決定し、17年度から実施していくことになったようです。その「はじめに」の項に、「これからの時代はこれまで以上に地方分権が進展し、地方のことや地域のことは地域住民である市民自身で考え、

その方向性を判断し決定することを求められてきます。こうした点からも、公民館運営への地域住民の参加を通して、地域自治の向上や確立がさらに期待できるものと判断しています」とされています。まさにこれからの時代に必要であることが、既に長井は16年前から実践していることとなります。

しかし、時代環境は大きく変化し、公民館や社会教育を取り巻く環境も変化してきていることはご承知のとおりであります。その意味で、これまでの長井方式の成果と課題を検証し、これからの公民館活動のあり方を検討していくべきと思いますが、その成果と課題についてどのようにとらえておられるのかについて教育長にお伺いをいたします。

2点目は、人事に対する考え方であります。

公民館主事は、長井方式導入後は市の臨時職員、昭和63年からは運営協議会職員、平成3年からは市の臨時職員に戻り、さらに平成7年からは事務管理公社職員となっています。その都度、待遇の変更や人数の変更、地元採用から公募への変更など、人事制度が頻繁に変更されてきました。社会教育という公の仕事に携わっている主事の方は、まさに振り回されてきたと思います。

また、各地区に合った特色ある事業展開には長く同じ公民館で仕事をさせていただくのは必要なかもしれませんが、長井市としての社会教育の一端を担っていることからすれば、人材育成が重要であり、また各地区の活動のベクトルも合わせていかなければならないと思います。そういった点では、一定の人事交流の必要性もあるのではないかと考えます。

大事なものは、教育という公の仕事に担っていることから、もちろん処遇に対する考えは重要であることは言うまでもありませんが、所管する教育委員会として人事に対する考えをはっきりしていくことが必要であると考えます。教育

長の見解をお伺いをいたします。

3点目は、事務管理公社からどこに委託先を変更するのか決定していないという段階で言うのはおかしいのかもしれませんが、委託できるところとなると各地区の運営協議会になることが順当ではないかと思えます。そういう前提で言えば、運営組織の形態が現在のままでよいのか検討が必要ではないかと思えます。決定していない段階ですので私が考えていることのみ申し上げて、今後の検討の一つにさせていただきたいと思えます。

一つは、各地区の運営協議会で今後のあり方を議論していただくことが必要であります。これまでと違うのは、職員の雇用も入りますので、館長委任事項以外の職務を遂行することになるなどについて十分理解していただく必要があると考えます。当然、現在の館長と協議会会長は分離することが必要になると思えます。さらに、各地区公民館相互の連携と連絡調整を図る組織が必要になると思えます。佐賀市では、その組織として公民館運営協議会連合会を設置することになっています。連合会では、各協議会より委任を受け、協議会職員の人事及び福利厚生等に関する事項や各種研究に関する事項、全公民館が統一すべき事項などについて行うことになっています。こういう事例も参考にして検討すべきと考えます。教育長のご見解があればお伺いしたいと思います。

4点目は、教育委員会の役割についてであります。

行政業務の民間委託が進んでくると、懸念されるのが丸投げ状態にならないかということではないかと思えます。これは教育委員会がそうであることではなくて、全体的に言えることであると思えます。そういう点でいえば、子育てや青少年問題、環境問題、高齢化社会、ITの進展など生涯教育環境が大きく変わり住民ニーズも多様化している中で、公民館の活動もま

すまず重要になっていると思います。この変化に対応して活動を推進するためには教育委員会の指導や支援は不可欠であると思いますが、いわゆる丸投げにならないために教育委員会の役割についてどのようにお考えかお聞きをいたします。

次に、大きな2点目でありますけれども、浄化槽市町村整備推進事業についてであります。

この事業は、3月定例会で条例が可決し、17年度から導入されたものであります。私は、この事業の必要性を何度も取り上げさせていただいたわけですが、実現していただいたことにまず感謝を申し上げる次第であります。ぜひ市民生活の快適さと河川の浄化という点で大いに普及してほしいと思っておりますので、事業実施から約5カ月が経過しての状況について何点かお聞きをいたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、現在の設置状況についてであります。この浄化槽整備事業の設置目標は、昨年12月の答弁では10年間で1,000戸、30%を目標にしたとのことでした。私からは、未設置戸数3,000戸があるので30年かかるという計算になるが、もう少し早目に整備していくことができないかと質問いたしました。建設課長からは、まずどれぐらい申請が来るか見きわめて、申請が多くなれば短期間に整備するような計画も必要と思っていると答弁がありました。そこで、現在の整備事業での設置状況がどのようになっているか建設課長にお伺いをいたします。設置というよりは申請といった方がよいのかもしれませんが、でき得れば地区別も含めてあわせてお願いを申し上げたいと思っております。

次に、推進する上での課題であります。昨年12月の予算総括質疑では、分担金や使用料等については検討をお願いした事項について取り入れていただいたわけですが、一部関係団体との協議が必要な事項もあったと思っておりますので、

その点も含めてお聞きをいたします。

一つには、工事の発注についてできるだけまとめて入札したいとのことでしたが、実際はどうか、さらに問題はないと考えているのか。二つ目は、放流先の同意は得られたのか。三つ目として、用水路に放流する場合、個人が関係者の同意を得なければならないというのが大変だという話がまだあるというのが現実でありまして、市で申請はできないのか。四つ目として、放流先の整備についても要望がありましたが、具体的に整備した事例があるのかなどについての状況も含めてお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 大道寺議員のご質問にお答えを申し上げます。

公社の組織運営につきましては、設立当初に想定していなかった業務の受託による肥大化、役職員が市職員を兼ねることの妥当性、業務の公社への委託の必要性の低下などの課題が以前から指摘されておりました。このたびの消費税課税問題を契機として存廃を含めた見直しを図るとしたものであります。

見直しは、単に消費税を回避することが目的ではなくて、原則として、公社設立当初の状況に一たん立ち返りながら個別の業務ごとに公社委託の必要性・妥当性について再検討すると。業務ごとに、公社以外に能力を有し受託可能な団体について既存団体を含めて検討する。指定管理者の導入についても検討する。今年度には関係者等と協議し、18年度から全体として新たな枠組みで対応したい。職員の皆様の身分切りかえに当たっては、現在の待遇を著しく低下することのないように配慮をしたいという基本的な考え方により調整を図っているところであります。

庁舎以外の公民館、市民文化会館、生涯学習

プラザ、レインボープランコンポストセンターなどは公の施設であり、可能であれば指定管理者制度の活用による管理委託が望ましいものと考えておりますが、今後、条件整備が図られメリットが確保される見通しがつくなど、機運が熟した段階でさらに検討を深めていきたいと思っております。来年度は、当面、能力と意欲のある団体へ業務委託方式を採用するのも一つかなというふうに思っているところであります。

なお、現在のところ、本庁舎の清掃、電話交換、事務局事務については、当面存続させる公社に委託し、それ以外の業務については、来年度から民間団体を含め公社以外でも受託能力を有する団体に委託する方向で、各業務の担当課長を中心に調整をしております。

縮小して当面存続する公社には、事務局の事務員、これは事務局の職員1名を残すのは、これは新たな委託団体が行う人事や給与、社会保険業務の執行について当分の間は支援をしていかなければいけないのではないかとすることを想定しているからであります。

公社の職員の皆さんにつきましては、6月30日に第1回説明会を開催し、消費税課税問題と今後の公社の見直しの方向について概要を説明いたしました。8月12日の第2回の説明会では、事務管理公社の縮小に伴う諸条件の整理について説明を行ったところであります。

説明の内容は、現在の公社職員は18年3月31日付で一応全員退職すると。存続する公社に残る清掃1名、電話交換2名、事務局員1名に従事する職員は、新年度に再雇用をします。職員の委託先によって待遇に格差が生じる可能性があることから、存続をする公社を含め移行先でも中小企業退職金制度に一律には加入はしない。新たな団体に移行する職員で継続雇用を希望する職員については、継続して勤務できるように配慮をしたい。給与、旅費等については、現行水準を確保できるよう委託料を積算をしていき

たい。社会保険、労働保険も加入するように配慮をしていきたい。就業規則については、現在の公社の内容を適用するよう新たな団体に要請をするなどということでもあります。

特に公民館業務につきましては、住民主導の地域づくり、地域主体の公民館運営という長井方式の原点に立ち返るべきではないかという観点から、ご指摘のように先駆的なものでもありましたし、今でも佐賀等で実施されているということでもありますので、来年度以降、ご指摘のように、あるいはご提案のように、各地区の公民館運営協議会への委託が適当ではないかと考えております。佐賀市のケースは、实际的・実務的に大いに参考になるものではないかというふうに思っております。

いずれにしても、教育委員会で公民館のあり方等について職員の処遇等を含め早急に検討され、適切に対応していただけるものと考えておりますので、よろしくご指導、ご協力、ご鞭撻をお願いを申し上げたいと思っております。

以下につきましては、教育長等で答弁をさせていただきます。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 大道寺議員の方から公民館運営の今後のあり方についてということで4点質問がございますので、お答えをしたいと思います。

1点目の長井方式の成果と課題についてですが、まず成果として3点お話をします。運営協議会が設置されて事業ごとの専門部制がしかれ、部ごとの企画運営が充実してきているなど、住民ニーズに即した特色ある公民館活動が展開され、公民館活動の活性化が図られたのではないかと考えています。2点目は、身近な地域の公民館として親しみを持たれ、事業への参加促進が図られ、地域の連帯感が増してきた。3点目、地域文化振興事業の充実や生涯学習、生涯スポーツの振興が図られてきている。

課題として3点。一つは、公民館主事の雇用形態、待遇面での安定化が必要である。2番目が、事業等のマンネリ化が懸念される。3番目、今は心の豊かさが求められ、住民のニーズも多様化しております。それに対応できる主事の資質の向上が求められていると思っています。

大きな2点目、人事に対する考え方についてお答えをします。

昨年の6月10日付で事務管理公社理事長から、行財政改革推進委員会である委員の方から公民館職員の人事交流を実施すべきとの意見をいただいたということで、教育委員会に対して人事交流について検討してほしい等の依頼がありましたので、検討したところです。教育委員会の結論は、各地区公民館長などの意見を踏まえながら、長井方式を推進する上で公民館主事の異動はなじまないという判断をさせていただきました。

しかしながら、先ほども上げました課題もありますので、以下3点ほどの条件をつけて回答をしたところです。一つは、事業の活性化、マンネリ化対策として、各館の特色ある事業実施に当たって、職員の交流を図り業務の研さんに努める。2点目が、館長、主事の研修の充実を図る。運営審議会、運営協議会の機能強化を図る。3番目として、事務事業の評価を行い事業の見直しを図る。以上の3点をクリアすれば、先ほど申し上げた課題についてはカバーできるのではないかというふうに思いますし、生涯学習の推進、地域活性化の中心的な役割を担っている公民館主事の資質の向上につながるというふうに考えています。また、それらに対する今年度の実績の検証結果によっては、来年度以降、教育委員会としても主事の交流について検討をする必要が出てくることもあるというふうに考えています。

大きな3点目、運営組織の形態についてお答えをします。

佐賀市が行おうとしている公民館運営協議会連合会の役割は、長井市においては現在その一部は館長会で行っているわけですが、連合会的な組織は検討すべき課題であるなというふうに思っています。大道寺議員ご指摘のように、人事、福利厚生、各種研修、また長井市の公民館として統一すべき事項など、今後の公民館職員の位置づけによっては大事な課題になりますので、連合会的な組織の検討は必要かと考えます。

公民館主事の身分を運営協議会職員とする場合においては、館長会とか各地区運営協議会において丁寧に説明していきたいと考えています。

現在、館長は運営協議会の会長になっていますが、分離する必要があるのではないかとのご指摘ですけれども、現在、主事の身分というのは事務管理公社職員になっていきますので、事務管理公社の理事の指示によって動かなければなりません。主事と館長は教育委員会でも任命していますので、館長の命でも動かなければならないことになっています。今後、事業のスムーズな運営を考えた場合は、指示管理系統の一本化を図る上からも、館長と運営協議会の会長は分離しない方が望ましいというふうに考えています。

4番目の教育委員会の役割についてですけれども、公的な社会教育施設については、委託した場合においても行政がかかわって運営していくことが望ましいと考えていますので、従来どおり館長会、主事会、生涯学習担当者会等も継続しながら、第4次の総合計画に織り込まれた長井市全体の生涯学習のビジョンを具現化されるよう、教育委員会としての方向性を示す上での指導援助は必要であるというふうに考えているところです。

以上です。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

質問の内容につきましては、事務管理公社職員に対する処遇面での考え方の説明会の内容についてということをございました。

最初に、事務管理公社見直しの理由からちょっと述べさせていただきたいというふうに思いますが、これまでも議会の皆さんからご指摘ありました事項ですが、一つには、組織運営上の問題点としまして組織の肥大化による組織の形骸化。それから二つ目には、任命・命令権と委託料の二重性。特に公民館業務では人件費と事業費がそれぞれ分かれて出ているというふうなところ。それから、公社形態の必要性の低下。公社設立当時とは異なりまして、一部業務委託については民間業者への委託も可能というふうになってきております。実質的に人件費を負担するだけという実態は業務委託の概念と異なるもので、公社形態の必要性は低下しているというふうなところもございました。そして四つ目には、市職員の兼職の妥当性というふうなところでございます。理事長、理事、監事、事務局長、会計は市職員で充て職で任命されております。このたび、税務当局によりまして委託関係が請負と認定されたことになりました。それに伴い、請負先の組織の役職員を請負元である市の職員が兼ねるということにつきましては、原則適当でないというふうなことになりまして、この事務管理公社の組織そのもののあり方について早急に検討する必要が生じてきたというふうな見直しの理由でございます。

それに伴いまして、見直しの方向といたしましては、市長の方からも説明、答弁ありましたが、個々の業務について公社への委託の妥当性・必要性について再検討を行う。今年度中に関係者、関係機関等と協議を行いまして、来年度から新たな枠組みで対応できるようにしていきたいと。職員の方の身分切りかえや新たな団体の採用あっせんなどの対応も想定されますが、現行の待遇が著しく低下しないように配慮して

いきたいというふうなことを基準に、これまで2回、事務管理公社職員に対しての説明会を行いました。

1回目が6月30日ございまして、6月定例会を受けまして、それまでの一連の報告という形で、事務管理公社の消費税課税問題と組織の見直しについてということで説明会を持たせていただいたところでございます。その中で、今年度中に存廃も視野に入れて公社形態の見直しを行い、来年度から新たな枠組みで対応していきたいという旨の説明を行ったところです。

第2回目は8月12日に行っております。内容につきましては、事務管理公社の縮小に伴う諸条件の整理についてということございまして、この内容につきましては、それ以前に庁議を開催いたしまして基本的に諸条件を整理したものを提示させていただきました。この中でも、公社職員の処遇が著しく低下しないように配慮をするということを基本にしておりますが、移行先との関係もありまして、移行先に負担を強いような点につきましては除外せざるを得ない部分も出てくるというふうに考えたところでございます。

実際に説明申し上げました諸条件の整理につきましては、一つ目には、公社職員は全員一たん退職扱いにするというふうなことございまして、これにつきましても、移行後につきましては、移行先の団体によって公社職員間の待遇に格差が生じる可能性があるというふうなことございまして、これらのことから、存続する事務管理公社も含め中小企業退職金制度には加入しないというふうなこと説明させていただきました。公社の存続と再雇用につきましては先ほど市長が申し上げたとおりでございます。移行する職員も全員雇用ということをお願いしていくということも申し上げました。現行給料の保障につきましては、これも、本年4月1日現在の給料表の額を固定しましてその給料表の中で

昇給を行うが、最高号級者については現行どおりストップになりますというふうに説明させていただいたところ。その他各種手当の支給につきましては現状どおりでございます。就業規則につきましては、現在、公社就業規則がありますが、これを適用するように委託団体に要請していきたいというふうに申し上げました。社会保険、労働保険の加入も現行と同様、厚生年金、健康保険、労働保険に加入できるように配慮していきたいというふうに考えております。また、健康診断の実施につきましても、引き続きできるように配慮していきたいというふうなところをご説明申し上げたところでございます。以上です。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 それでは、私の方からお答えいたします。

まず1点は、浄化槽設置工事の申請件数であります。直近の件数を申し上げまして36件でございます。地区別の件数では、36件中、伊佐沢地区が14件、平野地区が7件、西根地区が6件、豊田地区が5件、中央日の出町地区が2件、ほか森、清水町、各1件でございます。

次に、発注状況のご質問でございます。

8月末時点での申請36カ所中、35カ所について、設置場所、設置希望日などを考慮しまして第1工区から第11工区に分割して発注しております。そのうち6カ所の工区が1件、5カ所まとめた工区が2件、4カ所工区が1件、3カ所工区が1件、残り6件が2カ所工区となっております。単独発注はございません。供用希望日に係る工期の関係で2カ所工区が多くなりましたが、今後ともなるべくまとめて発注したいというふうに考えております。

なお、今年度中に次年度の申請希望者を対象としました浄化槽事業説明会を開催する予定ですので、平成18年度についてはもう少し計画的にまとめて発注できるのではないかとこのように

に思っております。

続きまして、放流先の同意関係でございますが、ただいま申し上げました申請36カ所中、26カ所が土地改良区の管理水路となっております。土地改良区管理施設他目的使用の許可をこの場合は必要としますので、土地改良区の許可条件として下流側の維持管理会の承諾等が必要になるというふうにお聞きしております。この他目的使用許可につきましては、昨年度から使用料の減額とともに簡素化を図っていただくよう要望申し上げておりますが、まだ合意には達しておりません。今後とも、長井市が行う公共事業として取り組んでいることをご理解いただきまして、協議してまいりたいというふうに思っております。

なお、使用料の減額と簡素化を図る上で、改良区側としての条件として市の申請が必要というふうになるとすれば、その辺については前向きに検討したいというふうに思っております。

次に、放流先の整備の関係でございますが、25カ所が土地改良区の施設でありまして、そのほか10カ所についてでございますが、そのうち5カ所が市道側溝への放流先になっております。残り5カ所が私道等の側溝に放流先となっております。今のところ水路整備が必要とする箇所は発生しておりませんが、宅地回りに放流する水路がない場合などについては、今後とも個人負担が余り大きくならないよう考慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大沼 久議長 3番、大道寺信議員。

○3番 大道寺 信議員 先ほど高橋議員との重複がありましたので同じような答弁をいただいた部分がたくさんありましたけれども、何点か再質問させていただきたいと思っております。

私は、高橋議員も言われましたけれども、これ決して公社職員は自分の意思でころころ変わったわけじゃないんですね。その時々市長さ

んというか責任者の考え方で変わってきた、それに振り回されてきたということには間違いのないわけですね。私は、この処遇の関係については先ほどの質問で申し上げたんですけれども、あるいはこれまでもいわゆる協働という事業をどう進めるかというルールづくりのところで申し上げてきているんですけれども、これ委託料をどうするかという問題と大きくかかわるんですね、これからの先のもと。蒲生光男議員からも、ことしの3月ですね、図書館の職員体制の関係で、いわゆる定時補充職員の今の賃金をベースにして、例えばそれなりの資格を持った人とかそういう人たちの処遇が決まるという方式はおかしいんじゃないかと、これは見直すべきじゃないかというお話があったわけです。

特に公民館主事というのは、先ほど申し上げたんですが、やはりこれ生涯教育のすごく重要なところの核になる人なんですね。だから、こういう人の仕事というのはまさに重要な仕事なわけです。今までは事務管理公社ですから、事務管理公社というのは市でやっているわけですから、職員の給料表の低いところかどこかと合わせてというか、そこに合わせてというやり方をやってきているんですがね。今度は、具体的に言うと委託料という中で積算していく、人件費も積算していく。その担当というのは今度教育委員会になるわけでしょう。だから教育委員会ですらどうするかという問題でしょう。

そうすると、今までは事務管理公社。ほとんど市の組織としていいですね。そういうところで決めていく。今度は教育委員会できちっと決めていかなければいけないと、こういう問題になると思うんですよ。そここのところからいうと、先ほど教育長が答弁されたように一番よくわかっているわけです、主事の仕事というのはですね、教育委員会が、担当所管が。だとすると、そこで積算する場合に、これぐらいの処遇がやはりふさわしいだろうということ

もう一度きちっとやはり考えるべきじゃないかと思うんですね。そういうことでこれは決めていくべき問題だと思うんです。

中退金の問題だって、さっき言ったように本人の意思で変わったわけじゃありませんから、そのたびにいわば条件下がっていくということです、今度中退金に入らないということです。それはやはりちょっと考えるべきでないかと私も思うんですよ、考えるべきだと。ですからその辺は、今はほかの、いわゆる事務管理公社ばらばらになりますから、みんな一緒だから中退金に入らないと、こうおっしゃっているんですけれども、そこは委託する側の市が、委託料の中に中退金の加入の部分が入っていくとすれば、それは委託料で払うわけですね、市としては。そういう仕組みになるんじゃないかと私は思うんですよ。だから、そういうことでやはり考えていくべきじゃないかと私は思うんです。

ですから、今まではちょっと違うんだよね。事務管理公社の職員ですから、事務管理公社の賃金体系があって、そこに当てはめますということで出しているわけです。今度は、運営協議会で何でもいいんですけれども、委託料を出すわけね、市側としては。委託料。だから委託料の積算をどうするかという問題を、先ほども申し上げたんですが、いろんなこれから民営化という民間委託という問題が出てきますから、それらをやはり十分検討してこれからのあり方というのはやはり考えるべきじゃないでしょうかと、こういうふうには私は申し上げたいんですが、その点についてまず市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 ご指摘をいただいた件について、十分やはり検討していかなければいけないと私も思います。

ただ、例えばですね、プラザのようなところがNPO等でおやりになるということになりま

すと、そこにああいう皆さんが……それが必要なかどうかとか、やはり団塊の世代の皆さんのかなり年上の皆さんがなっているなんていうことが出てきたらどうするかとか、やはりこれは考えなければならないこともあると思うんですよ。現行の皆さんの待遇は、例えば公民館等についてはご指摘のような方向でぜひ検討させていただきたいと思いますが、この委託をする場合のところは、相手側にも聞いてみなければいけませんし、相手側は相手側で、いろんなあれをやってくるけれども、こういうところはこれでもういいんだと、これ以上はしないんだということに言われたら、それはやはり押しつけるわけにもいかないのではないかと。そういったところを考えているところでありませう。ぜひ公民館主事についてはご指摘のような部分を十分考えていきたいと思ひます。

以上です。

○大沼 久議長 3番、大道寺信議員。

○3番 大道寺 信議員 私は市長のおっしゃるとおりだと思います。どういふ業務をするかによつても変わってくる。だから蒲生光男議員がおっしゃったのは、例えば図書館の司書という資格を持っていて仕事をやるわけですね。だけれども、定時補充職員の賃金に当てはめて計算すると。これは仕事を見ているわけじゃないわけですね。だから、そういうことをやはりこれからやっつけていかなければいけないんだと思ひます。

それと同時に、小桜館の委託、NPOにしました。ところが現実を考えると、あれは最低賃金かすかすぐらいじゃないですか、あの委託料。だから本当にそれでいいのかというところを含めて、一定のそういうあり方というのはこれから検討しなければいけないんだと思ひます。

公民館の主事の方のはこれから十分検討されるということですが、それ以外にも仕事によつ

てはいろんな、もちろん受託先との関係もありますから、どう出すかというのは、例えば公募するののかという問題もありますからね。その辺のところは私が前から申し上げている、ルールをやはりつくっていかねばいけないうと申し上げているのはそこなので、ぜひその中で委託料のあり方も積算のあり方も含めてこれからやはり十分検討されるべきでないかと思ひますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから教育長にお伺ひいたしますが、基本的に私申し上げたいのは、公民館主事が今度、例えば運営協議会がふさわしいだろうというさっきのお話ですから、そちらの方に雇用をお願ひしますと、雇用をお願ひしていくと。これ、これだけではないんですね、雇用をお願ひしていただけじゃないんです。事務管理公社の単なる消費税問題からも発したということでないとし長もおっしゃっているし、恐らく教育長もそうだと思いますね。だとすれば、やはり公民館のあり方、長井方式。もう一番最初に戻つてしまふ格好ですね。そうすると、さっき言ったようにこれまでのことをやはり検証をもう1回して、それぞれの各地区の運営協議会でこれからの公民館のあり方も含めて、私はこれを機会に十分議論する必要あるんじゃないかと思ひます。

先ほどの教育長のお話ですと、雇用がそちらで引き受ける場合には十分説明しますというお話なんです、そういうあり方で本当にいいのかと。これからの公民館の活動のあり方、さっき言われましたように物すごく多様化していますので、そうすると、各地区公民館、今度運営協議会にすべて雇用も含めてお願ひしていくということになりますから、人事どうするかという問題ありますね。雇用が各地区公民館の雇用ですと、その人はそこだけずっといくという問題ありますよね。じゃあマンネリ化というものが本当にそれでいいのか。いろんな問題出てく

と思うんですよ。

そういう意味からすると、私は今の段階で、こういう検討段階の中で、これからの各地区公民館のあり方というものをやはり議論していただくと。各地区の運営協議会でもいいんですが、館長会でももちろんいいんですけども、そういうことが必要でないかと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 地区公民館を運営協議会に委託した場合、やはり問題になるのは人事交流の件です。これは固定されると思いますし、あと、当分は共用事務というのは事務管理公社の職員がやるわけですが、解体された場合にどうなるのかという、そういう事務量の問題も出てくると思います。

先ほど申し上げましたように、事業評価ですね。これについてはやはり運営協議会あたりでもきちんと課題を明確にさせていただいて、事業に生かす方向での運営協議会のあり方というのは当然求められてくると思います。そういう意味で、運営協議会の役割というのはますます重要になってくるなというふうには考えているところです。

○大沼 久議長 3番、大道寺信議員。

○3番 大道寺 信議員 ぜひ、やはりもう1回原点に戻るといことは大変重要だと思うんですよ。恐らく16年ぐらいたっていますので、お互いにやはり、まさにこれは単に地区公民館じゃなくて、自治館、自治公民館の仕事も一部やったり、すごいですね、仕事はね。まさに地域コミュニティーセンターみたいな役割ですよ、今の各地区の公民館というのは。だからそういう意味でいうと、もちろん住民参加をいただいているわけですけども、住民参加をよりやりしていただく、これからもお願いしていくかですね。これからの社会ってそうですから、住民参加、まさに協働でやるということで

すので、もう一度やはりお互いにどうあるべきかということ議論していくいい機会じゃないかと、この機会はですね。そういうことでぜひとらえていただければと思います。

先ほど、今、運営協議会と館長、一緒になっていますけれども、これ法的にいうとこの辺ちょっと違ってくるんじゃないかと思うんですね。社会教育法でいうと、館長は教育委員会で任命しますよね。ところが今度職員は、例えば運営協議会の職員になりますと、これは任命権ないんです、教育委員会は、多分。それでその管理下に置くということでしょう、今度。だから、その辺をもう1回やはり整理しなければいけないんじゃないかと私思うんですよ。だからその辺のところをまさに申し上げているので、その辺はぜひ大いに検討いただきたいと思います。

それから、そうなりますと今度中央公民館という役割どうなるんですかという問題が出てくるんですね。だから私はこれを機会に、さっきから何度も申し上げていた、これを機会にやはり長井市の公民館のあり方というものをもう1回やはりきちっと考えたらどうなんですかと。考えてみるいい機会じゃないんでしょうかということだと思うんです。

佐賀県佐賀市の例、挙げました。ただ私、総務・文教常任委員会で視察に行こうと思ったら、6月の定例会でこれ何か否決されたんだそうです。どうなるかわかりませんが。ただ、これは、直営からいわゆる運営協議会に委託するですから長井方式です、間違いなくね。それだけ進んでいるということなんです、何かどうも、インターネットで議会のいろんな検索していますと、何か雇用条件が何歳から何歳までとかいろいろつけているんですね。その辺に対しておかしいんじゃないかというのがあるみたいなんですけれども。ただ、10月1日から何か合併するものだから視察ちょっとお断りされて、またの機会に行ってみたいと思うんです

けれども。

ここの資料ですと、こういうふうにはやはり組織図というのがきちっとなっているんですね。これでいきますと、いわゆる中央公民館がまとめるみたいな今やり方ですね。ところが、これはさっき言ったように私は丸投げじゃないかと。教育委員会としての担当部署というのをきっちり持ってやらなければいけないんじゃないかと思うんです。そこで指導支援していくと。例えば文化生涯学習課かわかりませんが、そういう位置づけにすべきではないかと。各地区のやつは連合会があって、連合会という組織が、人事だけじゃないんですね、これやるのは。そういうこともやはり検討すべきじゃないかと私は思うんです。ぜひその辺については十分にもう一度考えていただきたいというふうに思います。

時間ありませんので、浄化槽の関係について、36件ということで、恐らくこれは定着させていくという意味ではこれから重要なことと思っています。伊佐沢地区が非常に多いんですが、私もこの問題をずっと取り上げてから伊佐沢地区の皆さんも熱心にこれ勉強していただきまして、恐らく各伊佐沢の地域の中でこういうことでぜひ整備いこうということになっているんじゃないかと思うんです。

その意味でいいますと、先ほど建設課長言いましたけれども、まだまだちょっと説明というかPRというか、実態としてはまだまだその辺は、わかっていない方が非常に多いんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、PR、説明会、あるいは市報等を利用したり、大いにまたPRしていただきたいと思います。

やはりここで問題になるのは放流先の問題なんです。市長も大変これで苦労されていると思いますが、現実にはこの前もお話、実際にやっている方からあったんですけども、自分の地域の中で土地改良のいわゆる維持管理会ですか、

周りから同意をもらってこいと、こう言われたと。もらったと。そうしたら、その下の地区の同意ももらってこいと、こう言われたというんですね。これ大変なんです、本人が回って歩くというのは。これでは恐らく普及しませんよね、これでは。そこが私は非常に問題だろうと。ですから、市の管理、設置型ですから、本来は市が申請して、市が改良区とかなんかも含めて了解とってれば、本人そこまで行く必要ないんだと思うんですよ。

やはり勘違いしているのは、合併浄化槽というのは、それをやることによってむしろ河川ってね、流すところのもう浄化するわけですよ。生活雑排水どんどん投げておいて、それを浄化槽に変えるのに判こもらなければいけないというのは、非常に不自然な感じがまたするんです。そういう意味でいいますと、やはりまだまだ、何ていうんですか、市としての啓蒙不足というかそういう感じがするんですけども、それについてぜひ大いにその辺のご理解をいただく。土地改良区の方は市長の方でまたいろいろと交渉されるんでしょうけれども、なかなか難しいようございますが、ぜひそういう意味で意識啓蒙活動をもう少しやっていただきたいなと、こういうふうに思うんですが、その件について建設課長の考えをお伺いしたいと思います。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

ご指摘のとおり、土地改良区の他目的使用許可を受けるには下流側の維持管理会の承諾が必要だというのは、これは、四つございますが、各改良区とも同じような条件というふうにお聞きしています。昨年度も要望としまして、まず、非組合員の使用料の大幅減額がございまして、減額と。それから、手続の簡素化についてお願いをしているところであります。今年度になってからも理事長等のお話をいただく機会がありまして、その辺についてもお願いしております

が、改良区理事会等でまだ合意を得ていないというようなことで、なかなかまだこちらの要望どおりにはまだ進んでいない状況であります。今後とも粘り強く協議してまいりたいというふうに思っています。

それから、先ほどの普及の関係でございますが、昨年度もお話し申し上げましているとおおり、単独浄化槽の設置基数が2,000戸ほどございますので、これの切りかえは一番お金のかからない部分でありますから、この辺を解決しないと浄化できないということもありまして、この辺をもう少し啓蒙して切りかえていただくような促進を図っていききたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○大沼 久議長 3番、大道寺信議員。

○3番 大道寺 信議員 それぞれご答弁いただきました。ありがとうございます。

最後に、先ほどの関係で、いわゆる事務管理公社の業務ごとに委託をいろいろ受託先も含めて考えると、こういうお話でございました。教育委員会の公民館については今回取り上げたんですが、公民館以外の部分についても、やはり単に消費税がかかった、それを今度細分化すれば消費税かからない、そうすると委託先を今度探すと、こういうことではなくてですね、すべてそうだと思うんですけども、これからどうあるべきかということをきっちり担当課で十分議論していただく必要があるのではないかと思います。そこをなくして受託先だけ探すというのは、非常にこれからその辺についての考え方はちょっと違うんじゃないかなと私は思うんです。それらを十分、さっき言っているように、下手するともう委託したからいいんだって丸投げ状態にだけは絶対しちゃいけないですね。これやりますと、恐らく市としてはサービス向上になると思ったのが実はならなかったという問

題も出てくるわけですし、ぜひそういうことでの検討、いわゆる来年の4月からの問題ですからまだ十分時間ありますので、そういう検討をぜひお願い申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

散 会

○大沼 久議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は明日午前10時といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4時20分 散会